

知立市 個別の教育支援ハンドブック (保護者向け)

「特別な支援が必要な児童生徒が豊かな生活を送るために」



令和7年3月

知立市特別支援教育連携協議会

目 次

I	子どもの成長、発達や就学に関する相談について	1
II	知立市の小中学校の教育支援体制について	7
III	特別な教育支援を必要とする児童生徒の進路について	9
	※愛知県教育委員会特別支援教育課リーフレット「未来の扉を開こう」 (愛知県教育委員会のホームページからダウンロードできます)	
IV	職業選択と就労支援（高校卒業後の進路）について	12
V	知立市の福祉サービスについて	15
VI	子どもの理解と保護者の心構え	16
VII	個別の（教育）支援計画について	22



このハンドブックの内容については、愛知県教育委員会特別支援教育課、文部科学省のホームページ及び、文中に示した〔参考資料〕や委員の経験をもとに、本協議会にてまとめました。

よって、その他の文献等とは若干異なる表現があることをお断りしておきます。

～知立市特別支援教育連携協議会～

「特別な支援が必要な児童生徒が豊かな生活を送るために」

I 子どもの成長、発達や就学に関する相談について



ひとりで悩まず気軽に相談してください

落ち着きがない・・・

集団になじめない・・・

学習についていけない・・・

学校に行くのが不安・・・

各小中学校の相談窓口

特別支援教育コーディネーター

全校で校務主任の教員が務めています。子どもの発達に関すること、個別の支援に関すること、学校生活で困っていることなど、気軽に相談してください。

スクールカウンセラー／心の相談員

全校にスクールカウンセラーや心の相談員（どちらも臨床心理士）が配置されています。相談を希望する場合は、担任や各校の特別支援コーディネーターに伝えてください。

特別支援学級主任 担任

市内全小中学校に、特別支援学級が設置されています。

通級指導教室担当教員

市内全小中学校において、通級による指導が実施されています。

学級担任／学年主任／身近な教員／教頭 など

話しやすい相手に相談してください。

知立市教育委員会（学校教育課）の相談窓口 0566-83-1111（内線279）

学校における個別の支援、就学に関してなど、気軽に相談してください。

知立市 特別支援教育にかかわる団体、サークル

○知立手をつなぐ育成会・・・療育手帳をお持ちの方とその家族が中心に活動。施設見学、会員交流会、遠足などを実施。 <問い合わせ先 福祉課 Tel95-0118>

○前進会（知立支部）・・・安城特別支援学校に通学する児童生徒の保護者の会。

<問い合わせ先 福祉課 Tel95-0118>

○ネットワーク「輪はッは！」・・・ひまわりルーム（知立市の療育教室）通所経験のある18歳以下の子の保護者を中心としたサークル。

<問い合わせ先 中央子育て支援センター Tel81-5500>

相談機関の紹介

保健・福祉・教育・労働等における障がいのあるお子さんの支援についての相談を行う機関です。

※ここに載っているのは一部の機関です。まずは、関連のあると思われる相談機関にご相談ください。

窓口・問合せ先	相談支援名称	内容	対象	期間等
知立市保健センター 0566-82-8211 〒472-0031 知立市桜木町桜木 11-2	就学前 心理相談員による発達相談	子供の発達における心配、不安を抱える保護者と子供に対して、心理相談員が発達状況を観察し、対応方法や今後の方向性に関しての相談に応じます。	主に未就学児とその保護者	お問い合わせください。 (要予約)
	就学前 電話相談・面接相談・家庭訪問	子供の心身の発達の心配、不安を抱える保護者と子供に対して、保健師が電話・面接相談・家庭訪問を行い相談に応じます。		随時
	就学前 さくらんぼ教室	肢体不自由児等何らかの障がいのある乳幼児(子供)とその保護者に対して、保育士による親子遊びや歌の紹介、親同士の交流の場を提供することで、社会的刺激と共にお互いにつながり支えあうという精神的援助を目的としています。		月1回
知立市中央子育て支援センター 0566-81-5500 東栄1-45 来迎寺子育て支援センター 0566-82-5614 八橋町前畑166 (来迎寺児童センター内) 南子育て支援センター 0566-81-4061 八ツ田町神明35 (知立南保育園内)	就学前 保育士・保健師による育児相談 	育児不安や悩みに関しての相談に応じます。 <メールアドレス> 知立市中央子育て支援センター child-sc@city.chiryu.lg.jp 来迎寺子育て支援センター raikoji-jido@city.chiryu.lg.jp 南子育て支援センター minami-sc@city.chiryu.lg.jp 【知立市立ひまわり園】 知立市中央子育て支援センター内にある福祉型児童発達支援センター。発達に心配のある就学前の児童を受け入れ。電話 0566-81-5500	子育て中の方	月～金曜日 9:00～17:00
子ども課(市役所内) 0566-83-1111 (内222) 〒472-8666 知立市広見3-1 または 市内各保育所	就学前 臨床心理師による巡回指導	臨床心理士による園児の観察後、育ちや発達について保護者の悩み、疑問に関しての相談を行います。 	保育所児保護者	年3回
福祉課(市役所内) 0566-95-0118 〒472-8666 知立市広見3-1	就学前 就学中 卒業後 ①障害者手帳の交付申請等 ②障がい者(児)への手当等給付申請等 ③障がい者(児)に対する障害福祉サービス利用についての相談・申請等	障がい者(児)を対象とした手帳の交付申請や手当等の給付申請等の窓口です。 また、障害福祉サービス等利用に係る説明・相談、や、サービス情報等の適正な提供等の業務を行います。	障がい者及び障がい児	月～金曜日 8:30～17:15 祝日及び年末年始を除く。

窓口・問合せ先	相談支援名称	内容	対象	期間等
知立市教育委員会学校教育課(市役所内) 0566-83-1111(内 279) または 市内各幼稚園・保育所・小学校	就学前 就学中 臨床心理士による発達検査及び就学相談	臨床心理士による発達検査を希望する就学予定園児に行い(90分ほど、各園にて)、後日その結果を保護者に伝えながら、来年度迎える就学に関しての相談を行います(50分ほど、市役所にて)。検査は7月～8月、就学相談は8月～9月に行います。(希望によって、期間以外にも実施します。)中学校進学予定児童は、市内各小学校にて臨床心理士による発達検査・結果による相談を、随時行います。 	年長園児、小学校6年生及びその保護者	6月に市内各保育所・幼稚園・小学校または学校教育課にお申し込みください。
知立市教育委員会学校教育課(市役所内) 0566-83-1111(内 279) 〒472-8666 知立市広見 3-1 または 市内各小中学校	就学前 就学中 就学に関する相談	これから迎える小学校への就学及び中学校への進学に関しての相談を、学校教育課担当や各学校の教師が行います。 	年中園児、年長園児、小学校5・6年生の保護者	随時
知立小学校 0566-81-1371 猿渡小学校 0566-81-1372 来迎寺小学校 0566-81-1373 知立東小学校 0566-81-3694 知立西小学校 0566-82-0575 ハツ田小学校 0566-82-6807 知立南小学校 0566-83-0616 知立中学校 0566-81-1370 竜北中学校 0566-82-8131 知立南中学校 0566-82-5155	就学中 特別支援教育コーディネーターによる特別支援教育に関する相談	市内各小中学校の特別支援教育コーディネーターが、発達障害など教育上特別な支援に関する相談を行います。	小学生 中学生 保護者 等	随時 各学校に申し出ください。
	就学中 特別支援学級についての相談	特別支援学級(知的障害学級、自閉症・情緒障害学級、肢体不自由学級など。児童生徒・保護者のニーズに応えたよりきめ細かな支援教育を行う学級です。)についての相談を行います。	小学生 中学生 保護者 等	随時
	就学中 通級指導教室についての相談	通級指導教室(発達障害などにより特別な支援を必要とする通常学級在籍の児童に、週1、2時間程度、担当者により自立支援のための教育を行う教室です。)についての相談を行います。	小学生 中学生 保護者 等	随時
	就学中 心の相談員、スクールカウンセラーへの相談	市内各小中学校に配置された心の相談員またはスクールカウンセラーが、不登校・友人関係・発達障害・就学などについて相談を行います。 	小学生 中学生 保護者 等	随時 各学校の相談担当にお申し出ください。
	就学中 発達障害児等支援補助員による援助	発達障害等のある児童生徒を支援するため、教師や臨床心理士をめざす大学生や大学院生等を週3時間程度、市内各小中学校に1～2名配置し、一人一人の児童生徒へのよりきめ細かな指導を図っています。	小学生 中学生 保護者 等	各学校にお問い合わせください。

窓口・問合せ先	相談支援名称	内容	対象	期間等
愛知県立安城特別支援学校 0566-99-3345 〒444-1154 安城市桜井町 伝左 20	就学前就学中 就学に関する相談 [教育相談]	県立安城特別支援学校への入学及び転入に関する相談を行います。在園・在学中の園や学校を通じて申込みをします。 	本人及び保護者教職員	在園・在学中の園や学校を通じて、各部主事へ
	就学前就学中 発達に関する相談 [あゆみ相談]	発達障害・知的障害などにより特別な支援を必要とする子どもに関する、集団への適応・学習の遅れ・身辺自立・コミュニケーション等について、校内の相談室にて相談を行います。	保護者教職員	電話予約 相談支援部 あゆみ相談 担当へ
刈谷市立刈谷特別支援学校 0566-21-7301 〒448-0813 刈谷市小垣江町 白沢 36	就学前就学中 就学に関する相談	刈谷特別支援学校への入学及び転入に関する相談を行います。	本人及び保護者教職員	電話予約 小学部 中学部 高等部 各部主事へ
	就学前 [かもめ相談]	障害のある子どもやその保護者、家族の支援に関する相談を行います。対象は0歳から就学前までの子どもとその保護者、家族です。	本人及び保護者	
	就学中 [かりとく相談]	各学校からの要請で、障害のある子どもの教育に関する助言や援助を行います。対象は特別の支援を必要とする子どもと関わる教員です。	教職員	
刈谷児童相談センター 0566-22-7111 〒448-0851 刈谷市神田町 1-3-4	就学前就学中 障がいの相談等	養護・非行・育成相談等を行っています。また、療育手帳の交付、特別児童扶養手当認定のための診断書の作成、障害児施設の利用契約受給者証の発行手続きを行っています。	原則 18 歳未満の児童またはその保護者	月～金曜日 8:45～17:30 緊急時は 24 時間体制で 相談を受付
社会福祉法人知立市社会福祉協議会 0566-82-8833 〒472-0012 知立市八ツ田町泉 43(知立市福祉の里八ツ田内)	就学前就学中卒業後 知立市障がい者基幹相談支援センター (障害者総合支援法に基づく指定相談支援事業所)	相談支援専門員が①日常生活全般の相談支援②サービス等の説明とピアカウンセリング等の実施③サービス情報等の適正な提供④居宅訪問によるアセスメントの実施⑤サービス利用計画の作成⑥知立市障害者相談支援事業の受託等の業務を行います。	障がい者及び障がい児	月～金曜日 8:30～17:15 祝日及び年 末年始を除く
社会福祉法人けやきの会 0566-83-8505 〒472-0046 知立市弘法町弘法 山 43-5	就学前就学中卒業後 相談支援センターけやき (障害者総合支援法に基づく指定相談支援事業所)	相談支援専門員が①日常生活全般の相談支援②サービス等の説明とピアカウンセリング等の実施③サービス情報等の適正な提供④居宅訪問によるアセスメントの実施⑤サービス利用計画の作成⑥知立市障害者相談支援事業の受託等の業務を行います。	障がい者及び障がい児	月～金曜日 8:30～17:15 祝日及び年 末年始を除く

窓口・問合せ先	相談支援名称	内容	対象	期間等
ハローワーク刈谷 専門援助部門 0566-21-5001 〒448-8609 刈谷市若松町 1-46-3	就学中卒業後 障がい者の職業相談及び紹介	身体障害・知的障害・精神障害の手帳をお持ちの方を対象に職業の相談及び紹介を行います。また、これらの手帳をお持ちでない方も、職業の相談及び紹介を行います。	16歳以上 既卒者	月～金曜日 8:30～17:15 祝日及び年末年始を除く
愛知教育大学 発達支援相談室 0566-26-2395 〒448-0001 刈谷市井ヶ谷町広 沢1	就学前就学中 障がいの相談等	子どもの状態に応じて、①個別支援、②集団支援、③保護者支援、④アセスメント、⑤コンサルテーションを実施しています。 対象は主に発達や就学、日常生活に困難を抱える中学生までの子どもとその保護者、気になる児童・生徒にかかわる教職員です。	中学生までの子ども 保護者 教職員	受付時間 月・火・水・金 10時～12時 13時～15時 相談時間 月・火・水・金 9:30～12時 13時～17:30
愛知県総合教育センター 〒470-015 愛知郡東郷町大字 諸輪字上鉾 68	就学前就学中 一般教育相談 0561-38-2217 特別支援教育相談 0561-38-9517	一般教育相談 身体・精神、学業、不登校、いじめ、非行、進路・適性、家庭教育、体罰、暴力行為等の相談を行います。 特別支援教育相談 家庭教育、就学、進路・適性、園や学校での支援方法等の相談を行います。 どちらの相談も相談担当者は所員や臨床心理士です。	高校生までの子ども 保護者 教職員	受付時間 月～金曜日 相談時間 9時～17時 祝日及び年末年始を除く
名古屋大学 心理発達相談室 〒464-8601 名古屋市中種区不老町	就学前就学中卒業後 心理発達相談 052-789-2656・2657	さまざまな「こころ」の相談に対応。 電話予約→面接日程の調整→面接相談の流れで行う。 相談は原則として大学院生が担当し、教員（臨床心理士）が責任をもって監督・指導する体制。 ホームページに料金表を掲載しています	子どもから大人まで	受付時間 月・火・水・金 10時～12時 13時～17時 木 13時～17時

<参 照： その他の相談機関等に関する情報>

福祉・保健・医療関係

○愛知県医療療育総合センター

春日井市神屋町713-8 Tel0568-88-0811 <https://www.pref.aichi.jp/addc>

○西三河児童・障害者相談センター 岡崎市明大寺本町1-4 Tel0564-27-2779

○あいち小児保健医療総合センター

愛知県大府市森岡町七丁目426番地 Tel0562-43-0500 <https://www.achmc.pref.aichi.jp/>

○WAM NET（ワムネット）

※独立行政法人福祉医療機構が提供する福祉保健医療関連の情報サイト <https://www.wam.go.jp/>

就労関係

○職業能力開発施設

・愛知障害者職業能力開発校 豊川市一宮町上新切33-14 Tel0533-93-2102

※詳細は同校のWebページ参照 <https://www.aichivti.ac.jp/site/noryoku>

○愛知障害者職業センター ・名古屋 名古屋市中区錦1-10-1 MIテラス名古屋伏見5階
Tel052-218-2380

・豊橋支所 豊橋市駅前大通り1-27 Tel0532-56-3861

○障害者職業・生活支援センター ・くるくる 刈谷市新栄町7-73アワービル3F Tel0120-196960

大学・大学院 相談室を開設している愛知県内のおもな大学・大学院

- | | |
|-----------------------------|----------------------------|
| ・愛知教育大学発達支援相談室 0566-26-2395 | ・名古屋大学心理発達相談室 052-789-2656 |
| ・名古屋市立大学大学院 052-853-8547 | ・愛知学院大学大学院 0561-73-1366 |
| ・愛知淑徳大学大学院 0561-63-7524 | ・金城学院大学大学院 052-798-5517 |
| ・椋山女学園大学大学院 0561-74-1957 | ・中京大学大学院 052-835-7145 |
| ・日本福祉大学大学院 052-242-3054 | ・人間環境大学大学院 0564-48-4421 |
| ・同朋大学大学院 052-411-1295 | |

※まずは電話で予約します。詳細は各ホームページをご確認ください。

園児の就学相談について～相談のタイミングはいつがよいのか？～

保育園・幼稚園に通っている子どもの小学校就学について、悩んでいる方もいると思います。相談先については先に記しましたが、相談のタイミングはいつがよいのでしょうか？

正解は「思い立ったが吉日、相談に早すぎることはありません」です。子どもそれぞれ特性があり、保護者の考え方、家庭の状況なども違いますから、決まったタイミングがあるわけではありません。もし気になるようでしたら、どうか早めに関係機関へ相談してください。

タイミングについて言えば、逆に「遅すぎる」ということはあります。例えば、年長児（5歳児）の場合、以下の通りです。

○地域の学校の特別支援学級を希望する場合

6歳になる年度の秋までには就学の目途をつけないといけません。そのためには、夏～秋までには地域の学校への見学や発達検査などを終えておく必要があります。

入学直前の2～3月までに決めればよい、ということではありませんので、ぜひ早め早めの就学相談をお願いします。

○特別支援学校（安城特別支援学校・刈谷特別支援学校など）を希望する場合

6歳になる年度（年長児）の夏までには就学の目途をつけないといけません。そのためには、春～夏までには特別支援学校との教育相談を進めている必要があります。

各特別支援学校では年中児の冬、年長児の春に見学会や説明会を行っています。申込方法などは各校のホームページに掲載されています。

※学校の見学や体験、医療機関での相談や発達検査の実施には、日程調整に時間がかかったり、なかなか予約が取れなかったりすることがあります。まずは園の先生や学校教育課に相談してください。

Ⅱ 知立市の小中学校の教育支援体制について

知立市では教育支援体制を整備し、支援の必要性が高い児童生徒に対して、一人一人に応じた支援ができるよう学校全体で取り組んでいます。

市内全ての小中学校に特別支援学級があり、通級による指導も全校で実施しています。基本的な方向性としては障がいのある子どもと障がいのない子どもが可能な限り同じ場で学ぶことをめざしていますが、子どもの教育的ニーズに応じて、近隣の市にある特別支援学校の小学部から高等部（盲学校・聾学校は幼稚部から）への就学も検討することができます。

＜学齢時の児童生徒の受け入れ体制＞

①通常の学級 ②通級による指導（通常の学級に在籍） ③特別支援学級 ④特別支援学校

学びの場を検討するときには、各種の資料や学校見学、体験などから必要な情報を集め、目の前の子どもにとって適切な場を選択します。

障がいの状態や発達段階を的確に把握し、子どもの可能性を伸ばし、積極的に社会に参加する子を育てる環境を選ぶことが大切です。

目の前の子どもが学校で生活する様子を想像し、笑顔で充実した学校生活を送れる環境に就学できるように、正しい情報を集めてください。

① 通常の学級における指導

通常の学級は、小1～中1までは35人学級、中2・3は40人学級です。集団での指導を生かしながら、それぞれのよさを伸ばす指導を進めています。また、どの子にもわかりやすい（ユニバーサルデザインの）授業作りを進めることで、見通しをもちやすい学習指導や支援を取り入れた授業づくりを心がけています。

② 通級による指導

通級指導教室では、通常の学級に在籍をしながら、週に1～2回程度の決まった時間に個別の指導を受け、障がいによる学習上又は生活上の困難の改善・適応を図ります。

場所は、各校の通級指導教室で行います。指導内容は、障がいの状態に応じた「自立活動」が中心となります。「自立活動」では、障がいによる学習上または生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識や技能を身につけます。

知立市の通級による指導は、通級指導教室担当教員が全小中学校で実施しています。対象は、言語障がい、自閉症、情緒障がい、弱視、難聴、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）、肢体不自由、病弱及び身体虚弱のある児童生徒です。知的障がいの児童生徒は対象になりません。対象になるかどうかは、担任や特別支援教育コーディネーターと相談してください。

③ 特別支援学級における指導

少人数によるきめ細かな指導を行う学級となります。1学級8名以下の学級です。対象は、知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障がい、自閉症・情緒障がい、のある児童生徒です。知立市では、市内全小中学校に特別支援学級が設置されています。原則、居住地の校区の学校で学びます。個の実態に応じ、その子にあった特別の教育課程が編成でき

るようになっていきます。

また、特別支援学級では、交流教育や共同学習を行い、個の実態に応じて通常の学級の児童生徒とともに学ぶ機会を設けています。交流教育や共同学習は、障がいのある児童生徒の経験を広め、好ましい人間関係を育てるために重要な活動であると同時に、障がいのない児童生徒にとっても相手を正しく理解することや他人への思いやりの気持ちを育てるという大きな意義があります。

④ 特別支援学校について

障がいの程度が比較的重い子どもを対象としています。愛知県の特別支援学校は、障がいの種類に応じた特別支援学校（知的障がい、肢体不自由、病弱）、盲学校、聾学校があります。

また、対象地域が決められており、知立市の児童生徒が通う特別支援学校は以下のとおりです。

種別	学校名	住所	電話	設置部名
知的障がい	県立安城特別支援学校	安城市桜井町伝左20	0566-99-3345	小・中・高
〃	県立豊田高等特別支援学校	豊田市竹町栄21-1	0565-54-0011	高
肢体不自由	市立刈谷特別支援学校	刈谷市小垣江町白沢36	0566-21-7301	小・中・高
病弱・身体虚弱	県立大府特別支援学校	大府市森岡町7-427	0562-48-5311	小・中・高
視覚障害	県立岡崎盲学校	岡崎市竜美西1-11-5	0564-51-1270	幼・小・中・高
聴覚障害	県立岡崎聾学校	岡崎市西阿知和町字御用田1-23	0564-45-2830	幼・小・中・高

～ よくある質問コーナー ～

Q 1 子どもの学習の遅れが心配です。通級指導で、算数の補い学習をしてもらえますか？

A

通級指導では、お子さんの自立活動を中心に行います。国語や算数などの補い学習は原則として行いません。

Q 2 小学1年生で特別支援学級に入ったら、途中から通常学級にかわることはできませんか？

A

かわることができます。お子さんに最も適した学びの場について、担任の先生などと十分に話し合い、かわることは可能です。

Q 3 小学1年生から特別支援学校に入学しようとした場合、いつまでに何をしたらよいですか？

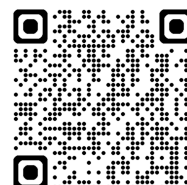
A

年中のうちに、見学会や説明会へ参加することをおすすめします。各学校で見学会や説明会が実施されます。詳しくは各学校のホームページでご確認下さい。

～リーフレット「自分らしい生き方の実現に向けて」～

愛知県教育委員会特別支援教育課作成のリーフレットです。

「お子さんの発達に応じた『学びの場』を決める際の参考になることを願い、作成しました。一人一人に応じた環境の中で支援・指導をすることで、お子さんのもっている力を十分に伸ばすことができます。お子さんの成長に関わる人たちが手をとり合って、お子さんにとって、よりふさわしい『学びの場』を考えていく際に、御活用ください。」（リーフレット本文より）



Ⅲ 特別な教育支援を必要とする児童生徒の進路について

愛知県教育委員会特別支援教育課は、特別な支援を必要とする中学生のために、進路指導に関するリーフレット「未来の扉を開こう～中学生から高校生へ 知って安心サポート～」を作成しました。

発達障がい等の困難のある生徒を含めた、障がいのある生徒一人一人の適切な進路指導に向けて、教員と保護者が見通しをもてるように作成されたものです。

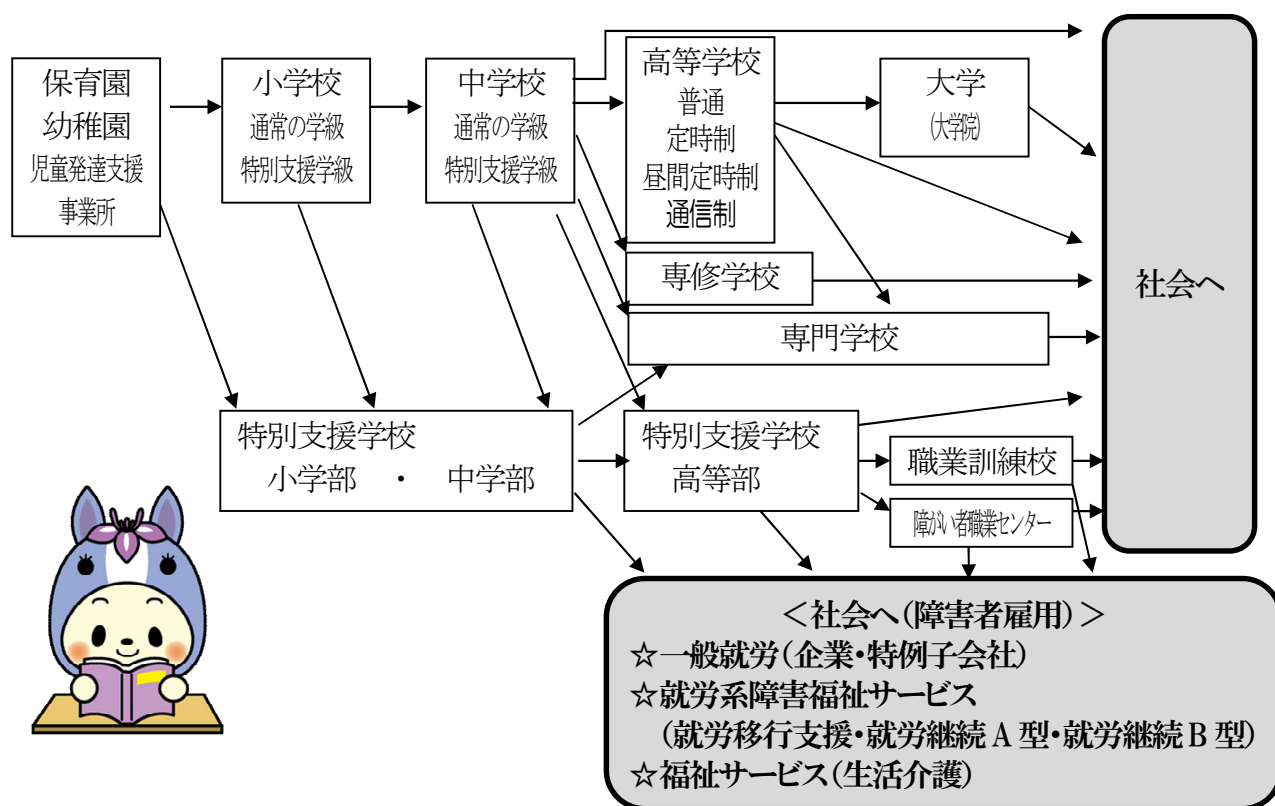
愛知県教育委員会のホームページ（右下のQRコード）からダウンロードできます。



「未来の扉を開こう」



<各年代の主な進路について>



進路が多様化しています。情報を収集し、個にあった進路を選択したいです。早めの情報収集により、見通しをもてるようにしましょう。

＜知立市の中学校における、特別支援学級の生徒の主な進学先＞

☆入学選考実施日程について

- ・豊田高等特別支援学校・春日井高等特別支援学校、大府もちのき特別支援学校桃花校舎・豊川特別支援学校本宮校舎の4校以外の特別支援学校高等部は同一日程。4校は他の特別支援学校に先んじて選考を実施、他の特別支援学校との併願可（豊田高等特別支援学校・春日井高等特別支援学校・大府もちのき特別支援学校桃花校舎・豊川特別支援学校本宮校舎の併願は不可）。
- ・愛知教育大学附属特別支援学校高等部のみ、他の高等支援学校や高等部とは別日程。

●知的障がい（程度）が比較的軽度の子が対象

学校名	住 所	電話番号	最寄り駅
県立豊田高等特別支援学校	豊田市竹町栄21-1	0565-54-011	名鉄竹村駅 (徒歩10分)
県立春日井高等特別支援学校	春日井市中切町2-3-8	0568-85-3511	J R勝川駅 (徒歩26分)
県立大府もちのき特別支援学校 桃花校舎	大府市中央町5-15	0562-46-6909	J R大府駅 (徒歩10分)
県立豊川特別支援学校 本宮校舎	豊川市大木町鑑水445	0533-93-0515	JR 三河一宮駅 (徒歩20分)

※上記の4校には受検があり、不合格になる場合があります。他の高等部も受検があります。

●専修学校（入学後の学習内容や学校生活のペースも見据えて検討する）

学校名	住 所	電話番号	最寄り駅
山本学園情報文化専門学校 高等部	知立市池端一丁目13	0566-81-2151	名鉄知立駅 (徒歩2分)
安城生活福祉高等専修学校（さくら学園）	安城市相生町5-9	0566-76-4118	名鉄南安城駅 (徒歩7分)
名古屋情報専門学校 高等課程	名古屋市緑区有松912	052-624-5658	名鉄有松駅 (徒歩2分)
西尾高等家政専門学校（白百合学園）	西尾市丁田落16	0563-54-2203	名鉄西尾駅 (徒歩6分)

●手足の不自由な子が対象

学校名	住 所	電話番号	最寄り駅
刈谷市立刈谷特別支援学校 高等部	刈谷市小垣江町白沢36	0566-21-7301	名鉄小垣江駅 (徒歩17分)

●知的な発達に遅れのある子が対象

学校名	住 所	電話番号	最寄り駅
県立安城特別支援学校 高等部	安城市桜井伝左20	0566-99-3345	名鉄桜井駅 (徒歩10分)
愛知教育大学附属特別支援学校 高等部	岡崎市六供町八貫15	0564-21-7300	名鉄東岡崎駅 →名鉄バス「梅園学校前」下車

●病気療養している子が対象

学校名	住 所	電話番号	最寄り駅
県立大府特別支援学校 高等部	大府市森岡町7-427	0562-48-5311	JR大府駅 (徒歩20分)

●目の不自由な子が対象

学校名	住 所	電話番号	最寄り駅
県立岡崎盲学校 高等部	岡崎市竜美西 1-11-5	0564-51-1270	名鉄バス 電車通り銭堤 (徒歩 10 分)

●耳の不自由な子が対象

学校名	住 所	電話番号	最寄り駅
県立岡崎聾学校 高等部	岡崎市西阿知和町字 御用田 1-23	0564-45-2830	名鉄バス 東蔵前 (徒歩 10 分)

●就職する場合（一般就職以外）

12～14ページを参照してください。

<障害に関わる手帳について>

☆手帳の有無が就職等に影響することもあります。進学希望先でも聞かれることがあります。

・療育手帳（程度により重度：A 中度：B 軽度：C に区分されています）

知的障がい者（児）に対して一貫した指導、相談を行うとともに、療育手帳を取得することで各種支援・給付が受給できます。

※手帳を取得するためには、愛知県による判定が必要です。

18歳未満は、刈谷児童相談センターで判定を行っています。

・精神障害者保健福祉手帳（障がいの程度の重い順に1級～3級まであります）

精神障がいのため日常生活・社会生活に制約を受ける方の自立と社会復帰・社会参加の促進のため、精神障害者保健福祉手帳が交付され、各種の支援・給付が受給できます。

※診断書が必要（知立市役所福祉課窓口の様式あります）

・身体障害者手帳（重度なものから順に1級～6級の認定が、障がいの部位ごとになされます）

身体に障がいのある人が「身体障害者福祉法」に定める障がいに該当すると認められた場合に交付されます。手帳を取得すると各種の福祉サービスが受けられるようになります。

※診断書が必要（身体障害者手帳交付申請用の診断書は障害種別ごとに別の様式

知立市役所福祉課窓口の様式あります）

☆就職の際、手帳をめぐる選択には以下の3つの方法があります。

- ①手帳を取得して、福祉サービスを受けながら、障がい者雇用枠の採用を目指す
- ②手帳を取得するが、一般雇用枠で採用を目指す
- ③手帳を取得せずに、一般雇用枠で採用を目指す

手帳を取得したからといって必ず公表しなければならないというわけではありません。手帳を活用して行政サービスや福祉サービスを受けながら、採用に関しては一般雇用枠という方法があることを知っておくことは、将来の選択肢を広げることになります。

Ⅳ 職業選択と就労支援（高校卒業後の進路）について

（出典：ケース別 発達障害のある子へのサポート事例集 中学校編 ナツメ社 渡辺圭太郎 著）

◎「就労」までに準備しておきたいこと

①日常生活・社会生活における準備

地域社会の中で生活するために必要とされる基本的なスキルとして、次のことがあげられます。

- ・身の自立、自分で健康管理ができる。 ・基本的な理解力を有している。
- ・他人とともに集団行動がとれる。
- ・他人と適切なコミュニケーションを図ることができる。
- ・公共交通機関などを利用しての移動能力を有している。
- ・適切な金銭管理ができる。 ・余暇の過ごし方 など

②職業生活に向けての準備

どんな会社や仕事であっても、共通に求められる職業人の基本的なスキルとして、次のことがあげられます。

- ・働く意味や目的を理解している。
- ・求職活動の意味を理解し、面接に対する技能を有している。
- ・作業時において適切な態度をとることができる。
- ・仕事時のチームワークなど対人態度を適切にとることができる。
- ・仕事における基本的作業力を有している。
- ・基本的な生活習慣（挨拶、身なり、時間を守る）を有している。 など

③職業適合性に向けての準備

- ・適切な作業能率を有している。 ・職業経験を積んでいる。
- ・職務の意味を理解している。



◎学校卒業後、相談できる機関

障がいのある方の就職に関わる就労支援機関があります。

その存在を知っておくことで、何かあったときには相談できます。

＜就職に関する主な相談機関＞

- ・ハローワーク（公共職業安定所） ・障害者職業センター
- ・障がい者就業・生活支援センター ・発達障がい者支援センター
- ・各特別支援学校、各高等学校等の担当教員

◎「就労」について

＜障がい者の就労支援サービスなど＞

障がい者の就労の形態は、一般就労と福祉的就労に大別されます。いわゆる企業への就労を意味する一般就労には、障がい者雇用枠での就労と一般枠での就労があります。以下に障がい者の就労に関係する主な制度を示します。

① 障がい者の雇用の促進などに関する法律／障がい者雇用枠を利用した就労

民間企業や地方自治体は「障害者雇用率制度」において定められた割合以上の障がい者を雇用する義務があります。その対象は身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の3障がい者です。発達障がいは、これらの3障がい者には該当しませんが、知的障がいを併せ有する場合や、精神障がい者として「精神障害者福祉手帳」を取得した場合は、雇用率の対象となり、障害者雇用枠を利用して就職することもできます。

法定雇用率

＜令和6年4月から令和8年6月まで＞

民間企業：2.5% 国、地方自治体：2.8% 都道府県等の教育委員会：2.7%

＜令和8年7月以降＞

民間企業：2.7% 国、地方自治体：3.0% 都道府県等の教育委員会：2.9%

参考資料:特例子会社とは？

特例子会社とは、企業が障がい者の雇用を促進する目的でつくる子会社のことです。

【三河地区の特例子会社】

〔会社名〕	〔親会社〕	〔会社名〕	〔親会社〕
・デンソー太陽（蒲郡市）	デンソー	・アイコー（安城市）	愛知県農業共同連合会
・MMC ウイング（岡崎市）	三菱自動車	・デンソーブラッサム（刈谷市）	デンソー
・トヨタグループ（豊田市）	トヨタ自動車	・オーエスパートナー（岡崎市）	岡崎信用金庫
・スギスマイル（安城市）	スギホールディングス		他

＜一般就労にこだわり傷つくことも…＞

一般就労の場合、就職後、仕事のノルマや評価、職場環境の調整などへの配慮はしてもらえません。学校では大きな問題とならなかったソーシャルスキルの未熟さなどが、企業活動の中では障害となり、就労継続が困難になるケースがあります。また、どの職場でも仕事が続かず、転職を繰り返す人も少なくありません。その結果、社会で受け入れられないという挫折感がつのり、精神的に大きなダメージを受けることになります。それぞれの能力や特性に合った職種・環境を選ぶことがとても重要です。

② 障害者雇用納付金制度

障がい者雇用に係る経済的負担を調整するとともに、障がい者の雇用促進を図るために設けられた制度

③ 職業準備支援

障害者職業センター：一人一人の状況に応じて、就職または職場適応に必要な職業上の課題の把握とその改善を図るための支援、職業に関する知識の習得のための支援、社会生活技能などの向上を図るための支援に関する個別カリキュラムを作成し、支援を行っています。また、終了後はハローワークによる職業紹介、ジョブコーチ支援などにつなげています。

＜愛知障害者職業センター＞

〒460-0003 名古屋市中区錦1-10-1 MIテラス名古屋伏見5階 052-218-2380

ジョブコーチとは

障がいのある人が一般企業で働けるように、就労支援をする専門家。障がいのある人に対しては、仕事のしかた、コミュニケーションのとりかたなどを指導し、企業に対しては、障がいについての知識を深める手助けや、対応のしかた、仕事の指導・支援方法などの提案をする。

※愛知県のジョブコーチを管轄するのは、上記の＜愛知障害者職業センター＞です。

④ 公共職業安定所

＜ハローワーク刈谷＞ 刈谷市若松町1-46-3 TEL0566-21-5001

⑤ 就労移行支援事業（就労移行支援事業所）

企業就労を希望する障がい者や技術を習得し在宅で就労・起業を希望する障がい者が対象。通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者に対して、①生産活動、職業体験等の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、②求職活

動に関する支援、③その適性に応じた職場の開拓、④就職後における職場への定着のために必要な相談等の支援を行っています。なお、この事業では、障がい者就労継続支援A型とは異なり、雇用契約を結びません。（利用期間：2年）
※市町村審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合に限り、最大1年間の更新可能

⑥ 就労継続支援A型事業

通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して、雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。
(利用期間：制限なし ※市町村によって条件あり)

⑦ 就労継続支援B型事業

通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。
(利用期間：制限なし ※市町村によって条件あり)

⑧ 職場適応訓練

障がい者の能力に適した作業を企業に委託して実地訓練を行い、職場環境に適応しやすくするものです。愛知県の委託を受けた事業所において、障がいのある方の能力に適した作業について6ヶ月以内（重度障がい者は1年以内）の実地訓練を行い、訓練終了後は引き続き事業所に雇用してもらう制度で、訓練生に対しては訓練手当が支給されます。なお、短期の職場適応訓練も実施しています。（問い合わせ：公共職業安定所）

⑨ 公共職業訓練

全国に19校設置されている障害者職業能力開発校では、一般の公共職業能力開発施設において職業訓練を受けることが困難な重度障がい者などに対して、その障がいの状態に配慮した職業訓練を実施しています。

<愛知県内の障害者職業能力開発校>

学校名	住 所	電話番号
愛知障害者職業能力開発校	豊川市一宮町上新切33-14	0533-93-2102
・男女共寄宿舍あり（身体障がい者）		

<愛知県内の施設内訓練>

学校名	住 所	電話番号
名古屋高等技術専門学校	名古屋市北区安井2-4-48	052-917-6711
・寄宿舍なし ・総合実務科（知的障害者向け） ・対 象…療育手帳等を所持している者、又は公的機関で判定を受けた者 ・訓練概要…清掃作業・事務補助作業・バックヤード作業・介護補助作業		
岡崎高等技術専門学校 ⇒三河高等技術専門学校 (2025年4月から)	岡崎市美合町字平端24番地	0564-51-0775
・寄宿舍なし ・総合実務科（知的障害者向け） ・対 象…療育手帳等を所持している者、又は公的機関で判定を受けた者 ・訓練概要…清掃作業・事務補助作業・バックヤード作業・組付け作業		

V 知立市の福祉サービスについて

1 知立市の福祉サービスについて

福祉サービスとは、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がいのある方が利用できる公的の支援です。（原則1割の利用料負担があります）

地域生活支援事業	障害福祉サービス	障害児通所支援事業
市の創意工夫によって、障がいのある方のお住まいの地域の状況に応じて、柔軟に実施できます。	障がいのある人々の障がいの程度や、社会活動や居住の状況等の勘案すべき事項をふまえて、個別に支給されます。	障がいのある18歳未満の児童に、事業所や発達センターなどに通ってもらう、通所サービス等を行います。



下の表は「障がい児通所支援事業」のうち、小中学生に関係するものについてまとめたものです。

【放課後等デイサービス】

障がいのあるお子さんに通っていただき、発達支援や遊び・運動などを通した様々なプログラムを提供することで、日常生活における基本的動作の指導や集団生活への適応訓練などを行います。

【保育所等訪問支援】

訪問支援員が園や学校を訪問してお子さんがよりよい生活が送れるように、保護者や保育園等の職員と協力し、連携を図りながら、心身の状況や施設の環境等に応じた支援を提供します。

※上記サービスの詳細をお知りになりたい場合は、知立市障がい者基幹相談支援センター（知立市社会福祉協議会内 TEL0566-82-8833）まで、遠慮なく問い合わせてください。

2 申請について

利用申請 → 心身の状況に関するアセスメント → サービス等利用計画案の作成
→ 支給決定

原則として、この流れを経てサービス利用開始となります。支給決定までには、1～2か月ほどかかるので、サービス利用希望の際には、早めに福祉課へ相談してください。

＜申請時に必要なもの（18歳未満の場合）＞

- ・障害者手帳または主治医の意見書
- ・マイナンバー（本人と保護者）の分かるもの

3 福祉ガイドブック「知立の福祉」

高齢者・障がい者・児童・母子家庭等の方が受けられる福祉サービス等の概要をまとめたものです。市のHPや右のQRコードからアクセスできます。



「知立の福祉」

4 問い合わせ

市役所1階 福祉課 障がい福祉係 TEL0566-95-0118

Q.サービスが使えるのは、どんな人ですか？

- A. 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療（精神通院）の受給者証、難病医療受給者証をもっている人です。ただし、上記の手帳を持っていない方でも、医師意見書を提出することによって、サービスを利用できることがあります。

Ⅵ 子どもの理解と保護者の心構え ～LD、ADHD、自閉症スペクトラム障がい～

【出典：文部科学省HP（平成22年）】

1. 子どもの理解と保護者の心構え

(1) 子どもの気付きと理解

早期の気付きと早期からの支援が、後の子どもの成長発達に効果的なことは言うまでもありません。子どもに何らかのつまずきがあるのではないかと気付いた場合は、早いうちに専門機関等に相談し、場合によっては診断を受けておくことが望まれます。

LD、ADHD、自閉症スペクトラム障がいは、必ずしも全般にわたり発達に遅れがあるわけではないので、気付くことが難しいと言われることがあります。しかし、その一方で、親の会の調査によれば、言葉の遅れ、特定のものへのこだわり、動作がぎこちない、集団行動が取れない等の特性から、大半の保護者は3歳位までに子どもに何らかの障がいがあるのではないかと気付いています。

LD、ADHD、自閉症スペクトラム障がいの子どもたちは、幼児期には診断が難しい場合や、その状態が成長に従って変わってくる場合もありますが、保護者は子どもが得意なこと、苦手なこと等、子どもの特性をきちんと把握し理解した上で、それに合わせた援助や療育に将来を見据えて取り組んでいくことが大切です。

(2) 保護者の心構え

一般に、保護者が子どもの障がいに気付き、受容に至るまでには、下記に示すようなプロセスを経ていく傾向があるとされています。多くの保護者から、もっと早く対応しておけばよかったという声があがっています。障がいを受容していくことは難しいことですが、結果として子どもにもよい影響を与えることにつながります。

疑念・混乱

LD、ADHD、自閉症スペクトラム障がいの子どもたちは、乳幼児期には育てにくかったり、逆に手間がかからなかったりする場合もありますが、通常の発達とずれを示すことがあります。幼児期には「何か気になる」という思いを多くの保護者が感じるようです。落ち着きがなかったり集団行動ができなかったりする場合には、育て方の問題ではないかと思ひ込み、保護者が自らを責めてしまう場合もあります。原因が分からないため、子どもの様子に心配を抱きつつも、否認したり混乱に陥ったりしてしまいます。

ショックと安堵

こうした葛藤の時期を経て診断を受け、LD、ADHD、自閉症スペクトラム障がいといった診断名が付いた時には大きなショックを受けます。一方で、育て方の問題ではなかったことが明確になったことで、多くの保護者が一瞬ほっとした気持ちになります。

努力・挑戦

その後、何とか発達の遅れを取り返そうという取組が始まります。親子ともに目の前にある課題や行動等に対して一生懸命取り組みます。

障がいの受容

以上のような段階を経て、子どもの状態を正面から受け入れられるようになります。目の前の課題に背伸びして取り組むのではなく、将来を見通して現実的な対処への取組を始めます。

適切に支援・療育を重ねていくと、苦手な部分を克服したり、得意な分野で補うことにより問題

を克服したりして、目立たなくなるケースもあります。しかし、各種の支援や療育を重ねても、どうしても克服できない苦手な部分が残ри、生涯にわたり何らかの困難を伴うケースもあります。

(3) 子どもの心のケア

LD、ADHD、自閉症スペクトラム障がいの子どもたちは、一生懸命やっているのに勉強がうまくいかない、周囲から仲間はずれにされる、忘れ物をして先生から叱られる等、成功体験が少なくストレスをため込んで、自信を失ってしまう場合があります。こうしたことの積み重ねで意欲を失ってしまったり、いわゆる二次的な障がいに陥ったりする場合があります。家庭内では、小さな成功体験の場を作ったり、よいところを誉めたり、好きな遊びの時間を作ったり、自信を付けさせたり、精神的に解放される場面を作ったりすることが大切です。

また、本人が自分は他の人とはどこか変わっていると気付き、思い悩むときが来ます。子どもがそのようなサインを出してきたときには、子どもの不安を解消するために、子ども自身の自分への気付きに添って説明することが必要です。子どものよい点を話題にし、人はそれぞれ個性や違いがあり、得意なことや苦手なことがあること、障がいや困難は子ども自身のほんの一部に過ぎないこと、苦手な部分を補うためには努力が必要なことなどを、子どもの自尊心を尊重しながら、理解できるように説明することが大切です。

さらに、保護者は親として子どもの養育に取り組むだけでなく、よき支援者であることが求められます。時として叱ったり、厳しく教えたりすることも必要となりますが、そうした中にも子どもが常に保護者の愛情を感じ取れるよう心がけ、子どもの心を支え続けるよき理解者として、ともに歩んでいくことが大切です。

(4) 医療からの支援

LD、ADHD、自閉症スペクトラム障がいの子どもたちは「中枢神経系に何らかの機能不全がある」と推定されていますが、原因は完全に解明されているわけではありません。また、医学的に根本的な治療をする方法もないというのが現状です。

これらの子どもたちには、医学的な診断が必要な場合がありますし、医療からの支援が有効な場合もあります。特にADHDについては、子どもによっては症状の抑制に高い効果を示す薬があり、薬物療法が用いられることがあります。しかし、副作用がおこる場合等もあり、専門医と相談して納得した上で、慎重に使用することが求められます。

ADHDの薬物療法はあくまでも症状を一時的に抑制するものであり、根本的に治療するものではありません。しかし、注意集中困難などの主症状を一時的に抑制することにより、療育に効果が出てきたり、本来もっている能力を発揮したりすることが期待できます。

2. 家庭でできること

(1) 子どもとのかかわり方

愛情のメッセージを絶やさない

子どもに自信をもたせ、自己の存在感、生きがい等を育てていくことが、二次的な障がいを未然に防ぎ障がいを克服する力となっていきます。保護者は、時には叱ったり、厳しく接したりすることが必要ですが、その場合でも「私は貴方が可愛くて、好きで、誰よりも愛している！」というメッセージを絶えず送り続けることがとても大切です。

子どもと保護者の信頼関係の確立

子どもの困難を克服していくためには、子どもと保護者が信頼関係を築き上げ、一緒になって取

り組んでいくことが必要です。そのためには上述の愛情のメッセージとともに、子どもを認め信頼している姿勢を示すことなどから、家庭の中で子どもとの信頼関係を築き上げていくことが、人間として人生を豊かに送るための土台づくりになっていきます。

他の子どもの発達との違いを見極める

特に知的に高い子どもほどLD、ADHD、自閉症スペクトラム障がいかどうかの見極めが難しい場合があります。性格の偏りなのか見極めが難しい場合もありますが、発達のアンバランスを生活全般にわたって観察することや検査等により見分けることができます。早期に発見し、適切にかかわっていくことが、将来の社会生活をスムーズに送れるようにするために何より大切です。

細かいことはあまり注意しない

勉強面や生活面など不得意な部分の改善に一生懸命取り組んでいると、いつも注意をしているような状況に陥ってしまいがちです。こうなると、かえって逆効果になり、子どもと保護者がともに精神的にまいってしまいます。これだけはというポイントに絞り、細かいことはあまり注意しないことが時には必要です。

(2) 生活面

LD、ADHD、自閉症スペクトラム障がいの子どもの中には、学校の勉強は何とかこなすものの、基本的な生活習慣が身に付かないまま、成人期を迎えてしまう場合が多く見受けられます。整理整頓、金銭管理、身だしなみ、忘れ物をしない等は自立に欠かせないスキルであり、将来を見据えて幼少期から日常生活の中で計画的に取り組んでいくことが大切です。

また、家事などの手伝いに取り組ませることも大切です。洗濯物たたみ、食器洗い、部屋の掃除、風呂の掃除など、子どもが一人で行うのが難しいことは、最初は一緒に取り組み、徐々に援助を減らして、一人でこなせるようにしていきます。やり方を覚えたときや、手伝いができたときは必ず誉めるなど、意欲を高め、楽しく取り組めるように心がけます。

(3) 行動面

こだわり、自分勝手、強迫観念、対人関係の形成の困難さ等、子どもたちがもつ特性は、周囲の理解を得ることが難しく、学校生活だけでなく将来自立し社会生活を送っていく際にも問題になってきます。このような子どもたちは、経験のないことについて頭ではわかっているにもかかわらず実際の場面でうまく対応できないことがあります。本人の特性を生かしながら、社会に適応していくためには、人間関係をスムーズにしていくための対応の仕方を身に付けていくことが大切です。さまざまな経験や体験学習をする中で考えさせながら、対処方法を身に付けさせたり、行動の自己調節、自己制御の心を育てたりすることも必要です。

子どもが自己制御を身に付け、多動、パニック等の行動面の問題を克服していくことは簡単ではありません。無理強いや周囲の焦りは、かえって逆効果になることもありますので、じっくりと取り組むことが必要です。本人がストレスを少しずつ発散でき、親子ともに精神的に解放できる場をつくることも忘れてはならない大切なことです。

(4) 学習面

知的発達に遅れのないLD、ADHD、自閉症スペクトラム障がいの子どもの場合は、周囲から学習面の遅れを本人のやる気のなさや努力不足と思われるがちです。しかし、視覚・聴覚等の認知特性や注意集中等に困難があるために、子どもそれぞれに、得意な分野、不得意な分野があります。学校の先生とも相談しながらその特性に合わせた取組が必要です。

家庭で勉強に取り組むときにも、学校の先生に相談しましょう。また、専門機関を利用している

場合は、担当の先生とも相談して、役割分担をしながら、一貫性のある指導となるよう心がける必要があります。

不得意な分野については、子どものつまずきを把握し、スモール・ステップで取り組みます。不得意な分野で追いつめたり、無理に努力を強要したりすると逆効果になりかねません。小さな成功や努力を誉め、自信や意欲を高めるように心がけます。例えば計算については、電卓を使うなどの補助具を活用することにより、その問題を克服していく方法もあります。

机上の勉強では理解が難しいことでも、身近なことや実体験に結び付けると理解しやすくなります。例えば、今日学校であったことを話す、旅行に行く場所を一緒に地図で調べる、アルバムの写真を見ながらその時の話をする、買い物の計画を立てて金額を計算してみる等、実体験と結び付け、楽しみながら取り組めるようにすると効果的です。

不得意な分野にばかり目を向けるのではなく、得意な分野を伸ばすように心がけることが大切です。得意な分野が伸びてくると、やればできるという気持ちが育ち、本人の自信にもなります。また、このことによって不得意な分野をカバーすることや、自立に生かすことにつながりますので、うまく支援していくことが大切です。

3. 学校との連携

(1) 連携の方法

担任との信頼関係の構築

まず、重要なのは、担任の先生との間に信頼関係を築くことです。必要に応じて、管理職、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、学級担任と話し合う場をもちます。お互いの立場を理解し合い、子どものためによりよい方法をともに考えるという態度で臨むことが重要です。

情報の共有化

情報の共有化が重要です。連絡帳や電話、メールなどを使い、お互いに負担にならない程度に、連絡は密にするよう心がけます。教員には、参考になると思う資料は簡潔にまとめて渡すようにします。特に、薬の服用等を行っている場合は、主治医と相談しながら、学校での子どもの様子をよく観察してもらうなど細かいサポートが必要です。

情報の引継ぎ

学年や学校が変わるときに、取り組んできたことが途切れたり、環境の変化で子どもが落ち着きをなくしたりする場合があります。新旧の担任の先生や関係者の間で情報が適切に引き継がれることが大切です。場合によっては、話し合いの場を設けてもらうことが考えられます。学校に、校長から指名された特別支援教育コーディネーターがいる場合には、学校内外の関係者間の調整を担うようになりますので、コーディネーターと相談するのがよいでしょう。また、「個別の（教育）支援計画」を作成している場合には、積極的に活用しましょう。

周囲の保護者との関係

子どもの行動面の問題等から、子どもや保護者が孤立してしまう場合があります。学校や周囲の保護者に対してLD、ADHD、自閉症スペクトラム障がいということを話すかどうか、またクラスの子どもたちにどう説明するかも難しい問題ですが、うまく伝えることで、周囲の誤解を解き、状況を好転させるきっかけとなる場合もあります。また、クラスの子どもや保護者の理解と協力を得ていくには、積極的にPTA活動に協力したり、保護者同士お互いの人間関係や協力関係を深めたりすることが効果的です。

盲・聾・特別支援学校の活用

盲・聾・特別支援学校は、小中学校等に対する支援などを行う、地域の特別支援教育のセンター的機能を担うことが求められています。専門的な知識をもった先生やさまざまな資格を有する専門家がおり、相談窓口を開設している学校が多くなってきました。地域の盲・聾・特別支援学校について情報を収集し、活用することも考えられます。

(2) 家庭の様子を伝える

生育歴や療育歴を中心に、日常生活での特徴的な行動や家庭で実施して効果的であった対応の方法を具体的に伝えましょう。担任の先生に理解しやすいように簡潔にまとめます。さらに専門機関・療育機関を利用している場合は、その取組の資料を渡すだけでなく、その機関の専門家（医師、カウンセラー等）を学校に紹介し、可能なら学校での話合いに参加してもらったり、担任に話を聞いてもらったりしましょう。

(3) 学校での様子を知る

家庭と学校では、子どもの状態が違ふことがよくあります。特に学校の中での友達関係や休み時間などの様子を知ることは大切です。成功体験があるか、いじめはないか、クラスに居場所はあるか、集団の中でトラブルがないかなどの観点を挙げ、担任から話を聞きましょう。担任に子どものことで気になることや困っていることがないか、保護者の方から尋ねることも大切です。また、可能であれば、学校に出向き子どもの様子を直接観察してみると、学習態度や授業中の様子などを把握することができます。

4. 学校外の支援

(1) 専門機関の利用

LD、ADHD、自閉症スペクトラム障がいについては、学校外の機関や団体を活用していくことも大切です。相談、診断、療育、医療、自助団体等さまざまな機関や団体がありますが、それぞれ専門領域、対応方法、方針等が異なります。費用負担を伴う場合もあるので、関係者や地元の親の会等で情報を得るなど、事前に検討した上で利用する必要があります。

さまざまな専門機関と得られる支援の例

教育相談（相談）、診断、判定、個別指導、集団指導、機能訓練、薬物療法、カウンセリング等、個々の機関によって専門領域や取り扱う内容が異なります。

- ・教育委員会や教育センター
- ・児童相談センター
- ・大学の研究室や教育実践総合センター
- ・医療機関（精神科、神経科、小児科等）
- ・民間の教育機関
- ・その他

（障害者福祉センター、障害児療育センター、障害児施設、自閉症・発達障害支援センター等）

(2) 親の会、NPOの活用

LD、ADHD、自閉症スペクトラム障がい関係の親の会やNPOとしては、各地方に支部組織をもつ三つの団体があります。この他にも各地域ごとに積極的に活動を行っているいくつかの関係団体があります。詳細は各団体のホームページをご覧ください。

- ・全国LD（学習障がい）親の会
- ・NPO法人えじそんくらぶ（ADHDの子どもとその家族の支援等）
- ・社団法人日本自閉症協会

(3) 知立市内で特別支援教育にかかわる団体やサークル（再掲）

- ・ 知立手をつなぐ育成会

療育手帳をお持ちの方とその家族が中心に活動。施設見学、会員交流会、遠足などを実施。

＜問い合わせ先 福祉課 TEL95-0118＞

- ・ 前進会（知立支部）

安城特別支援学校に通学する児童生徒の保護者の会。

＜問い合わせ先 福祉課 TEL95-0118＞

- ・ ネットワーク「輪はッは！」

ひまわりルーム（知立市の療育教室）通所経験のある18歳以下の子の保護者を中心としたサークル。

＜問い合わせ先 中央子育て支援センター TEL81-5500＞

Ⅶ 個別の（教育）支援計画について

「個別の支援計画」利用方法

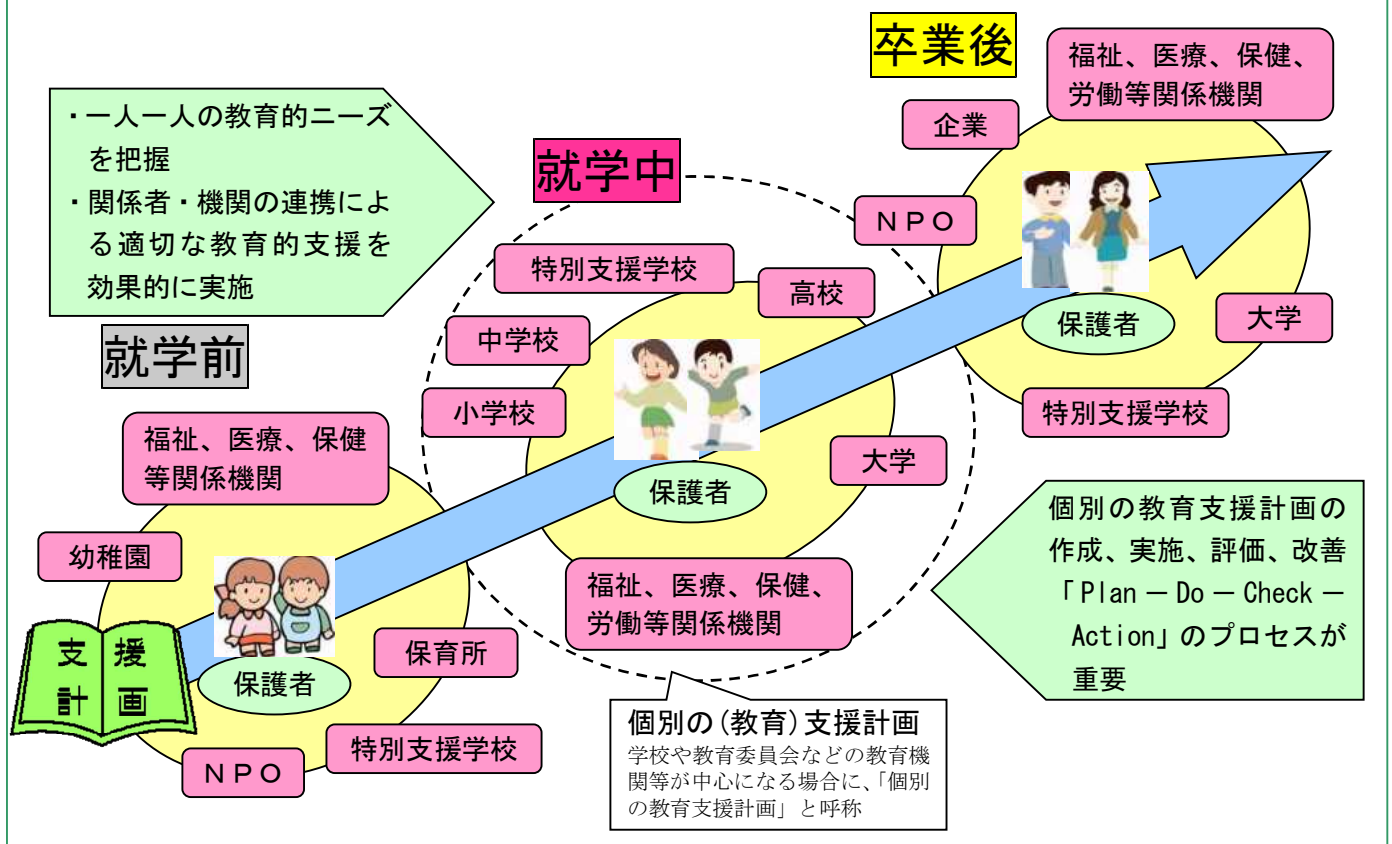
「個別の支援計画」を利用すると、以下のようなメリットがあります。

□縦の情報をつなげます。

生まれてから現在までの支援情報（生育暦・支援経過など）を蓄積し、関係機関への情報伝達をスムーズにします。そして、生涯にわたる一貫した支援につなげます。

個別の支援計画

－特別な支援が必要な子どもを生涯にわたって支援－



□横の情報をつなげます。

現在、利用されている支援機関の間の情報伝達（相談内容・支援サービス）をスムーズにします。福祉、医療、教育、労働等の関係機関の連携を密にし、個に応じた一貫した支援につなげます。

保護者の方へ

「個別の（教育）支援計画ファイル」の管理は、学校と保護者が協力して行います。作成や記入については、各機関が協力します。作成時には同意をいただき、原則、小・中学校で預かって、記入・管理します。

（問い合わせ先）：知立市特別支援教育連携協議会事務局（学校教育課） 83-1111 内線279

[illegible]